

木造耐震診断委員会規程

平成24年2月1日 制定

(目的)

- 第1条 定款第36条に基づき、木造耐震診断評定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、主に学校建築、文化財指定、公共建築および伝統工法等の木造建築物の耐震診断及び耐震補強設計について、技術指導、評定等を行うことを目的とする。

(委員会)

- 第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、委員会の議事を主宰する。
 - 3 委員長は、必要に応じて専門委員及び協力委員を出席させることができる。
 - 4 委員長に事故があるときは、副委員長又は委員長の指名する委員が職務を代理する。
 - 5 委員会の構成は5名以上とする。また、建築構造に関し、学識経験を有する者を3名以上置くものとする。
 - 6 委員会の委員は、自らが建築主である建築物または自らが設計、工事監理、施工に係る業務を行う建物、および自らが耐震診断又は耐震改修計画に関する業務を行った建築物については原則として評定業務を行わないこととする。

(部会)

- 第3条 委員会は、必要に応じて、部会を設けることができる。
- 2 部会は、原則として委員及び専門委員をもって構成する。
 - 3 部会は、必要に応じて協力委員を出席させることができる。

(任 期)

第 4 条 委員、専門委員及び協力委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

- 2 交代による場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員による場合の任期は、現任者の残任期間とする。

(招 集)

第 5 条 委員会は、原則として毎月1回を定例とし、委員長がその都度招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時召集することができる。

(定足数)

第 6 条 委員会において議決を要する会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 書面その他により意見の開陳のあった委員は、出席したものとみなすことができる。

(議 決)

第 7 条 委員会の議事は、出席委員の総意をもって議決することを原則とする。

(秘密保持)

第 8 条 委員会における審議資料、審議内容は、その秘密を保持する。

(その他)

第 9 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会
が別に定めることができる。